

I.男女平等推進委員会

1 根拠

日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例（通称：ジェンダー平等条例）
第13条～第19条

2 役割(ジェンダー平等条例第13条)

市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向け、基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い意見を述べる。（男女平等行動計画の策定・推進等）

3 組織(ジェンダー平等条例 第14条)

市長が委嘱する委員10人。内訳は以下の通り。

- ① 満18歳以上で日野市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者 4人
- ② 学識経験者及び有識者 4人
- ③ 男女平等問題学習団体等の代表 2人

*第11期推進委員会委員名簿参照

4 任期(ジェンダー平等条例 第15条)

- 1期2年 *再任規程あり
- 第11期男女平等推進委員会の任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

5 会長、副会長(ジェンダー平等条例 第16条～第18条)

- 委員長の役割…推進委員会の招集、会務の総括
- 副委員長…会長の補佐、会長が欠けたときの会長の代理

6 報酬

10,500円/1回(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

7 令和6年度 委員会実施日

令和6年4月24日、7月17日、12月18日、令和7年2月19日
*時間はいずれも18:30～20:30(終了時間は最長20:30まで)

II.男女平等行動計画

1 根拠

ジェンダー平等条例第9条～第10条

2 目的

ジェンダー平等条例の基本理念、市の役割を達成するために、基本施策を定め(第9条)、さらに具体的なプログラム(事業)を行動計画に定め、総合的かつ計画的に施策を推進することで男女平等社会の実現を目指す。

3 内容

第4次男女平等行動計画冊子 参照

【ジェンダー平等条例抜粋】

第 13 条 男女平等社会を推進するため、日野市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第 14 条 推進委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

(1) 満 18 歳以上で日野市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者(公募による。) 4 人

(2) 学識経験者及び有識者 4 人

(3) 男女平等問題学習団体等の代表 2 人

2 委員の男女構成については、男女いずれか一方の性が 4 割未満とならないようにしなければならない。

(委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、再任は 1 回のみとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 16 条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 17 条 推進委員会は、会長が招集する。

(会議)

第 18 条 会長は、推進委員会において会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提供を求めることができる。

(推進委員会に関し必要な事項)

第 19 条 第 13 条から前条までに定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、会長が定める。